

○議長（井上勝彦君）次に、順番3、17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただき、私にとって8回目の定例会、大項目3問をお聞きいたします。今回の定例会は、幹部の皆さんには少し耳の痛い話をしてしまうかもしれないですけども、後進の皆さんに良い中身を引き継いでいっていただきたいなという思いで質問をさせていただきます。

21世紀となりまして11年が早くもたちました。進化論のダーウィンは、「生き残ることができるのは強いものでも賢いものでもない。変化に即応できるものだけが生き残る。」と説いています。時代変化のスピードが20世紀とは比較にならないくらいに早くなっていると同時に、世界経済の国境が低くなり、新興国と言われたBRICs、中でも我が国を抜き、経済大国2位となった中国は隆盛を謳歌しております。しかし、世界は日本がもう一度立ち上げることを求めているのです。今の日本に求められているのは、伝統的なモラルに基づく人間力と、自国のすばらしさに自信を持ち、時代変化のスピードについていく力をつけ、21世紀の世界をリードする姿ではないでしょうか。

そして、本市も、間違っても「一番古いものを見なければ橋本市役所へ行け」と言われないように、木下市長2期目、残す2年も市民ニーズにこたえ、時代の変化に即応できる人材育成と組織構築を二元代表制の議会議員として、ともにより良い橋本市となるように、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

大項目1番、縦割り『部長職を廃止』し、横断的な組織管理体制を。と題してお尋ねいたします。

市長はじめ職員の方々には、職務はもちろんのこと、災害対応や地域ボランティアに、市民のために日夜奮闘されていること、高評価いたします。が、しかし、縦割りの弊害、判断行動の遅さ、団塊世代の退職ラッシュ、特に年功序列による職員士気の低下を感じます。団塊世代職員の退職が続いている近年、特に部課長クラスに占める年功序列制の本市組織運営が背景にある問題だと考えます。刻々と変化する国の動向、情勢や、市民ニーズをとらえ、まさに「実現できる行政」が求められているのではないのでしょうか。

そこで、縦割り組織から横断的な管理体制の人事任用に変わるべきという視点に立ち、5点伺います。

①部長級、合併後現在までの在職者数、各在任期間と、前職位退職と比べた退職金支給額の差。

②意思決定実現プロセスの現状と改善に取り組まれた点。

③市長任期に足りない短期任用と事実上なっている部長職を廃止し、課長職を中心とした縦組織と4年任期の副市長をはじめ市長指名や公募など、特別職任用で横の管理体制を検討するべきではないか。

④横断的な知識向上と自由な視点で市民サービスを構築するための、全庁的な政策プレゼンテーション会議の実施を。

⑤職員意識向上のために、団体、企業、他市町村への職員派遣制度の導入。をお答えください。

続きまして大項目2番、地域のことは「地

域自らが決める予算制度」の導入についてお尋ねいたします。

新興地域、市街地、農業や工業地域、山間部と、合併後地域ニーズに違いが大きく感じる昨今。高齢化に備え、健康遊具を公園や遊歩道に設置してほしい地域、防災のために安全確保の道をつけてほしい地域、子どもたちと高齢者の安全を第一に、国道371号に歩道橋や隧道を設置してほしい地域、過疎化に拍車をかけないように保育園の存続を求めている地域など、地域ごとにいろいろと違いがあります。

一方で、迷惑施設と引き換えに申しわけ予算も近年多くあり、手厚く感じられる地域とそうでない地域が生まれてきているのではないのでしょうか。

そこで、地域共通のニーズを市民参加の場で引き出し、市の施策に反映させる制度を考える必要があるという視点に立ち、2点伺います。

①小学校区単位の地域協議で予算を考える制度が必要ではないか。

②市民公益活動助成制度はテーマ型、地域共通課題解消目的の公益予算制度は地域型、この二つについて、市の考えをお答えください。

大項目3、国の動向と市の新年度新規制度に伴う職員住居手当のあり方についてお尋ねいたします。

朝日新聞1月23日に「大阪市職員手当を減額へ。住居や特殊勤務」と、記事の中身は、「国は2009年の人事院勧告を踏まえ、国家公務員の持ち家手当を廃止している。総務省は都道府県や政令指定市に見直しを求め」とあります。

本市の状況は、持ち家の場合、新築または購入から5年、毎月2,500円支給は病院を除き廃止されています。新年度予算に新婚世帯住

宅取得補助金制度実施予定ですが、借家の場合、家賃最大で月額2万7,000円とある現行住居手当は、持ち家より借りたほうが得と職員の方々に受け取られ、新制度で持ち家をとっていることと矛盾してはいないのでしょうか。そもそも、住居手当は市内居住に限っているのでしょうか。本市は一般市ですので、勧告自体は受けていなくとも、さらに見直す必要はないのでしょうか。そこで3点伺います。

①人事院勧告と周辺の動向を鑑みて、住居手当を必要とする理由。

②新婚世帯家賃補助制度と住居手当の整合性をどのように検討したのか。

③職員住居手当を廃止する考えがあるか否か。あるならばいつからか。をお答えください。

ダーウィンの「変化に即応できるものだけが生き残る」という視点に立ち、次の時代に合った行政の形について、明快な答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君の一般質問に対する答弁を求めます。

理事。

[理事（吉田長司君）登壇]

○理事（吉田長司君）1点目の、合併後、現在までの部長級の在職職員数等に関するおただしについてお答えいたします。

新市発足後、現在までの部長級在職職員数は33名で、平均在職期間は2年6カ月です。退職支給金額については、部長級職員が課長級のまま退職した場合と、部長級で退職した場合を代表的な3人で比較いたしますと、部長級5年職員は約180万円の増額、部長級3年職員は約160万円の増額、部長級1年職員は約120万円の増額となります。

次に、2点目の意思決定実現プロセスの現状と改善に取り組んだ点についてお答えいたします。

現在、本市では意思決定のためのプロセスとして、ボトムアップ方式とトップダウン方式の2種類の方式を併用しています。ボトムアップ方式では、市民等から寄せられた行政課題に対してどのようにこたえていくか、庁内検討委員会や各部課等において検討が行われ、事業等を企画・立案するという点からも民意が反映されたものといえます。トップダウン方式は、市長のマニフェストのように政策目標を掲げ、計画・実行を行うというものです。また、これについても市長がマニフェストを掲げ、市長に就任されたことから民意が反映されているといえます。

いずれの場合も、企画・立案された事業案に対する最終的な意思決定については、本市の政策調整会議においてなされます。また、昨今の社会情勢等の著しい変化に伴い、市民ニーズも多様化し、これまで以上に意思決定の迅速化が求められているため、政策調整会議の開催を平成23年度より毎月開催とし、企画・立案までのプロセスを、より計画的かつ迅速に進めていくための改善を図ったところです。

次に、3点目の部長職を廃止し、課長職を中心とした縦組織と特別職任用で横の管理体制を検討すべきとおただしについて、本市では、職員の高齢化により、今年度の病院を除く職員の退職者数は36名にのぼっており、来年度の定年による退職者数は21人で、その後も相当数で推移する見込みです。

部長職の任用については、市長が、在職年数にこだわらず必要な人材を登用するものであると考えています。

また、市長指名や公募など、特別職任用で横の管理体制を検討すべきではないかとおただしですが、社会の状況変化に伴い、行政は複雑化・専門化している中で、行政における専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、ラ

インの長である部長職は一般職であるべきと考えているところです。

次に、4点目の全庁的な政策プレゼンテーション会議の実施につきましては、プレゼンテーション会議により、全職員が市の業務内容を把握することは困難と考えられますが、部を超えた関係課による協議の場として、庁内検討委員会等を必要に応じ設置し、開催しています。また、事務事業評価シートについては全職員が閲覧可能であり、この評価シートの活用により、業務内容の共有化を図ってまいります。

次に、5点目の職員の意識向上に向け、団体、企業、他市町村への職員派遣制を導入してはとのご提案ですが、現在、本市では8名の職員を種々の組織へ派遣しています。派遣先をお示ししますと、和歌山県企業立地課へ1名、財団法人和歌山県下水道公社へ1名、和歌山県後期高齢者医療広域連合会へ1名、防災ヘリコプター運行連絡協議会へ1名、橋本市周辺広域市町村圏組合へ4名です。このほかに、過去には県市町村課や伊都振興局、和歌山県地方税回収機構への派遣も行っています。また、逆に派遣の受け入れも行っており、防犯及び交通安全業務担当職員を和歌山県警より派遣いただいています。

議員ご提案の、企業、他市町村への派遣というところまでは至っておりませんが、業務体制の許す範囲で今後考えていきたいと思えます。

次に、項目2の、地域のことは「地域自らが決める予算」制度の導入についてですが、同様の制度を名張市が「ゆめづくり地域予算制度」として、平成15年4月から実施しています。地区公民館等を単位として、住民の合意により設立された地域づくり組織がまちづくり活動を行い、市は組織に対し、使途が自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住

民主体のまちづくりを支援する制度となっています。

1点目の、小学校単位の地域協議で予算を考える制度が必要とのおたただしですが、これまで地域づくりはだれかがやってくれるという考えではなく、皆でやるという意識改革が必要と思われます。制度導入には区・自治会や地域の枠を超えて活動するNPOなど、市民全体の合意形成が必要であり、地域からの自発的なまちづくり提案をもとに検討すべきと考えていますので、今後の状況を見守りたいと思います。

また、2点目の市民公益活動助成制度の「テーマ型」については、本市でも市民活動支援事業として、市民活動スタート支援補助金「めばえ」、市民活動ネクスト支援補助金「はぐくみ」を募集し、公開プレゼンテーションによる審査、選考を行い、事業採択の決定を行っています。提案型公募についても、今後検討してまいります。

次に、地域共通課題解消目的の公益予算制度「地域型」については、さきの名張市の例でもあるように、地域共通の課題を地域の皆さまが共有し、そこに暮らす市民一人ひとりが地域の状況を把握し、住民主体のまちづくりが活発になるという風土づくり、醸成が必要であり、まずは協働のまちづくりを着実に推進してからと考えます。

次に、国の動向と市の新年度新規制度に伴う「職員住居手当」のあり方の1点目の、住居手当についてのおたただしですが、職員の持ち家に対しては、平成21年度人事院勧告に従い、平成21年12月より廃止しております。借家、アパート等に関しては、国に準拠し支給しているところです。この件は橋本市民病院についても同様です。住宅手当はあくまでも福利厚生に属するもので、扶養手当、通勤手当等と同様に、企業では就業規則で任意に定

めており、国家公務員についても人事院規則で定めています。本市では、橋本市職員住居手当支給規則において規定し、職員に支給しています。

2点目の、新婚世帯家賃補助制度と住居手当の整合性についてであります。新規施策として若年層の本市への定住を促進し、もって本市の人口維持及び地域の活性化を図るため、市内の住宅を取得した新婚夫婦に対して、新婚世帯住宅取得補助金として平成24年度当初予算に2,400万円を計上しているところです。

ご指摘の住居手当で、持ち家の場合は廃止され、借家の場合は最大で月額2万7,000円という現行住宅手当となっていることで、市職員が住宅を取得するよりも借りたほうが得と受け取るというご指摘ですが、借家の場合の住居手当は、市内外を問わない借家住まいの職員が対象で、あくまでも家賃に対する一部補助であります。

したがいまして、新婚世帯住宅取得補助金制度の趣旨である、市内で定住を促進し、もって市内の人口維持及び地域の活性化を図るため、市内で住宅を取得した新婚夫婦に対し補助金を交付することは、制度的に全く別のものであります。

3点目について、本市においては借家、アパート等に関する住居手当について引き続き継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）まず、はじめの1番の①からお尋ねさせていただきます。ちょっと聞き取りが不明確だったので、在職5年の方は、もう一度額をお教えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君の再質問

に対する答弁を求めます。

理事。

○理事（吉田長司君）ちょっと聞こえにくくて失礼しました。部長級5年在職の職員で約180万円の増額ということです。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）5年で180万円で、1年の方が120万円というところで、部長になられて1年間勤めていただいたら、課長と比較すると120万円上がってくるという、こういう制度ですけれども、まず先ほどの中身に関して、在職年にかかわらずというところでいくと、逆に1年という人を部長職に充てるというのは、それ相応のやっぱり理由があったからだと思いますが、その辺はどう考えられて、今、部長任命を行われているのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）部長昇格者でございますけれども、過去の実績もございます。ただ、最終的には適材適所ということで、一番ふさわしい人を部長に選んでいるということで、市長は申してございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）市長がおっしゃっているということですね。1年間はその部長の方が一番適任だということ。

ただ、やっぱり在職年にこだわらずというところ、私はすごくいいことだと思うんですよ。本当にすぐれた部長の方であれば、その職位にこだわらず、やはり新しい方を後ろからサポートしていただくという仕事もあるかと思うんです。

というのは、この議会とのやり取りというのは、毎年その部長が入れ替わっていく。そういう中身で、結果的に引き継ぎがしっかりと行われているのかなということも、よく疑問に思うことがあります。それは議会だけでなく、職員の方々、特に課長であったり

とか、下の一般の職員の方々にとってみても、同じことじゃないかなと思うんです。部長が変わるたびごとにさせていることであつたりとか、細かな点が変わってくる。こういうこともあるかと思うんですよ。その点に関しては、1年であつたり、短期任用という部分では、今後検討するというはあり得るのかどうか、お答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）橋本市の場合でございますけれども、住宅開発の関係で、現在の26年、27年、28年生まれの方が途中採用で多く採用してございます。という中で、今まで年功序列やと言われた部分もございました。というのは、その年代が30名近い、各年度おられるということで、その中での登用というのを考えてきた経緯がございますけれども、これから私ども含めまして26年生まれ、それから27年、28年生まれの人が退職していく中で、新しい風通しのいい職員の採用というのを考えていくということで、今回もまだ発表できませんけれども、思い切った人事を行っている状況でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）思い切った任用を発表していただけるということなので、それを期待させていただきます。1番の①はそれで。

2番に移りますけれども、このボトムアップからとトップダウンというところで、一番気になるのは、市長がやはり自分の政策として考えていることを、どれだけ部長から課長へ、課長から一般の職員の方々へつながっていくのかなというところが、すごく疑問に感じるんです。

というのも、先日来ちょっと調整いろいろさせていただいておりますけれども、太陽光発電の件であつたりとか、9月でも挙げましたけれども、小水力等新しい電力、再生可能

エネルギーを取り組もうというところでは、担当課だけしか動いていないな、そうとらえることがよくあるんです。その隣の職員の方にちょっと聞いても、全く知らない。自分のところが少しでもかかわっているんじゃないかなということすら、意見すら言えないようなこともあると聞いております。

そういうところで、せっかく市長がいい政策を発案をされても、職員の方々に伝わっていくプロセスが私は問題あるということで、今回この部長職というところをとらえているんです。部長の皆さんには横につないでいただくということ、その部長間だけじゃなくて、自分の部以外のところにも、どんどんと首を突っ込んでいっていただきたいなという、その点に関して、今、部長の方々の仕事というところでは、どのように裁量権というのはとらえられているのか、お答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）今の組織でございますけれども、部長は部長で課を従えてございます。ということで、まずは部長に、下におります課の作業をしていただいております状況でございます。その中でも、部長会議なりいろんなことで課・部を超えた命題については、そういうような場で協議してございます。

ただ、すべてのことに関して、すべての部長がかかわっていくというようなことは事務上困難な部分がございます。とにかく部長の部分についてきちっと、部内のことは部長の責任においてやってくださいよという組織になってございますので、ただ、それ以上の超えた部分については市長が招集することもございますし、副市長が招集することもございます。そういうことで、緊急の部長会議的なものも持ちまして、いろいろ連絡調整をやっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）部長間が主であって、その部長が、ほかの部課にわたったときには意見調整をされるということであれば、あくまでも部長間だけで終わるということですよ。それだと、きょうも防災、災害というところの話で出ておりましたけれども、緊急性のあるときに、必ずしも総務課、市民安全課だけじゃなくて、防災面というところは、建設部も関係してくれば上下水道部も関係してくる、もちろんそれは消防も学校もというふうになってくると思うんですけど、部長が自分の関係するところで、その下というか出先の部分に指示をかけるというときに、いちいち緊急的な会議を行ってやるのか、それか、もう想定していて、あくまでも指示系統というのは超えて指示を出していくことが可能なのかどうか。あくまでも自分が見ていて、これはもう危ないというふうなときに、いちいち部長、教育委員会というところを通じていなくても、指示というのは出せるのかどうかという点についてはどうですか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）松本議員のおっしゃられていることについて、具体的な例が示されておりませんので、ちょっと答弁も難しいんですけども、日常茶飯事的に各課の持っている仕事というのは、それぞれの担当者、あるいは課長以下ですけれども、職員が関係のするところの課とのいろんなやり取りというのは、もう既にそういうことを行いながら業務を進めております。別に、課の中で担当する仕事であっても、その調整が、他部の課との調整が必要であれば、話し合いをしたりとか会議を持ったりとか、部長にいちいち報告しなくても、それぞれの課で動いていることも当然ございますし、もし具体的な実例があればおっしゃっていただければ、それに対

してのご答弁はさせていただきたいと思えますけれども、今の時点で、普通はそういう格好で業務を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）具体的なことですけれども、これは具体的な事例というのは、なかなか難しいと思うんです。というのも、例えば台風12号、橋本市も被災しております。災害ございました。そういうときに、じゃあ関係する方々がどのように動いていくかというところ、確かに、その初動マニュアル等はあるかと思うんですけれども、実際には、そのとおりっていないことのほうが多いんじゃないかなと思うんですけれども、そういうときに、各部長の方々が自分の部やその課を超えて指示というのは出したりはするのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）一つ先ほどの件で、部長だけの議論になってございません。それは皆、帰りまして課の意見なり担当までの意見が吸収しなければいけない分については、そういう形で集約して上に上げていただいているようなシステムになってございます。

それと、災害の場合でございますけれども、これは災害マニュアルを置きまして、実際、災害対策本部ができるまでの体制についてもマニュアルどおり行っております。ということで、災害対策本部までについても警戒体制ということで、各部署がそのとおり動いているような状況でございますので、これについて、特にこういう防災対策等につきましては、ある部長が気がついたから変わったことをするというのではなしに、本部長を通じて、その点については連絡していくような形になってございますので、災害についてはそのとおり、マニュアルどおり動いていた、台風12

号のときもそのとおり動いていたというふうに理解してございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）災害のときに動いていたということで、そのときはどの部長が一番指示をされていたんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）台風12号についてという、例えばということでございますので、台風12号のときの状況について報告をさせていただきます。

まず、台風12号、9月2日でございます。13時10分、警報が発令されました。警報が発令されますと警戒1号ということで、まず私、総務部長、そして市民安全課が警戒1号体制をとります。そして9月2日の20時、警戒2号体制ということで、このときは本部長としては私、そして副本部長ということで建設部長、消防長という形になります。並びに各部長が招集をしておりますので、これから1時間単位でしたか、会議を、現状の河川状況の調査ということで調査を行っております。そして、そういう流れの中で、これらはすべて警戒1号、警戒2号、3号体制並びに災害対策本部体制という形で、災害本部体制になりますと、市長の指示のもとということになってまいります。

そういう形の中で、災害本部体制へ、1号体制へ移行させてもらったのが9月の3日の午前4時40分、災害対策本部を設置いたしました。これまでは各部長から各課長等に、当然、災害になりますと建設課なり事業課の職員、課長級並びに係長の職員というのは出勤いたします。そして、それぞれ調査、この場合は河川のほうが主でしたので河川のほう、そして県のほうから土砂災害情報等が出ましたので、やどりのほうの調査とかも手分けして取り組みを行っております。これらはすべて

てこの警戒本部体制のもと、会議のもと指示をして調査を行います。

そして、先ほど申し上げましたが4時40分、災害対策本部を設置しまして、災害1号ということで避難勧告を行いました。という形です。それからずっとという形で、避難勧告解除までは夕方の4時まで。

○議長（井上勝彦君）総務部長、それは台風の質問じゃなくて、要するに指揮命令系統を、要するに市としては横のつながりをどうなってるんかという、そういう質問ですので、そのところをご答弁願います。

○総務部長（那須浩二君）ということで、本部長というのを定め、その中で各部長を会議に来ていただき、そこから関係職員への周知ということで通知、指示を行っております。ですから、部を超えた取り組みという形で、当然、災害対策については行わなければできませんので、当然それらは行っておりますので、以上でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）やっていってるということをおっしゃっていただいているんですけども、例えば部長は、建設部長であれば建設のことだけをしていращやる。その中で判断の基準としての意見を述べられると思うんです。ただ、私が一番危惧するのは、1人の判断だけに本当に頼って行って、それで正解だったのかなということなんです。選択肢であったりとか、ほかに要請をかけるであったりとか、さまざまな複雑な問題というのがあると思うんです。その点に関して、各ほかの部長も、ほかの部でどのように動くべきかということのを、常に議論をいただいているのかなというふうに思うんです。それは担当部の意見が主でなくて、そうではなくて、総務部長であっても健康福祉部長であっても、河川のはんらん等に関しては意見

を述べる、その見識を持っておくべきだと思うんです。それは、どんな不測の事態が起きるかというのはわからないですから、そういう意味では、横のつながりというのは、部長間というのはどのようになっていますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）各本部体制を敷いた中で会議を行っております。その情報のもとで、各部長からの意見等も出る中で、最善の策ということをとってまいっているところでございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）よくわからないんですけども、最善の策をとって行っているというのが、それが1人の部長の意見としてを一番優先とするのかどうなのかということところです。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）合議制のもとということでございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）合議制のもとということなので、その辺は後々、またいろんなところで聞かせていただく機会もあるかと思えますので、そのときにまた聞かせていただこうと思います。

特に、台風12号に関しては、今後のこと、やっぱり反省点を明らかにしておかないといけないと思うんです。その判断というところ、一番問われているのが幹部の職員の方々の知識、知恵、見識というところだと思いますので、この点は重ねて質問等をまたさせていただきたいなと思います。

続いて1の4番で、全庁的な政策プレゼンテーション会議というよりも、各課ごとにはやりながら、評価シート等も今後採用していくのでということ、その横のつながりというのが見えてくるというふうにお考えだと

ということで、とらえさせてくださいよろしいでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）事務事業評価というのも内部でやってございます。それにつきましては、イントラネットのページに閲覧できるような形になってございまして、市役所の中でどういうものが事務事業で検討されているかというのが、すべてわかるようになってございます。

それと、プレゼンテーションということからいいましたら、これは全庁的なプレゼンテーションではないわけでございますけども、事務事業評価につきましても、政策調整会議のかわりにプレゼンテーションにより、その内容について聞いて、内容を理解していくような形で、プレゼンテーションということだけいいましたら、職員にもその力をつける意味で、そういうこともやってございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）新しいところで、事務事業評価シートというのが今後どんどん使っていくという流れで、さまざまなアイデアであったりとか、新しい事業の、職員の方からの発案というところを、どんどん酌んでいって、それだけではなくて、それをどんどん、どんどん精査してもらおうとか、磨きをかけていっていただく、その中で、それでもまれた後に制度として発表していただきたいなという思いがございまして、この点も今後、市の議会等で聞かせていただきたいなという点です。

1の5番に移ります。職員の意識向上のためということで聞かせていただいたんですが、今回お答えいただいたのは8名の職員、これは、市の事業を進めていくために必要な職員派遣ですよ。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）一部は事業が必要な部分もございまして、県への派遣、企業誘致の職員、それから市町村課の派遣というものにつきましては、位置付けは研修ということになってございます。ということで、できるだけ35歳以下ということに受け入れもなっておりますので、若者の研修で県庁へ行くということでございます。ほかの派遣につきましては、事業実施のために必要な派遣も多々あると思いますけども、県庁についてはそういうことでございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）少しでも市にいい人材を育成していくということでいくと、短期であったとしても、職員の派遣というのはすごく磨きをかけて戻ってきていただけるいい機会だと思うんです。できる限りそういうことを使っていただきたいと思います。

これに関しては、私も政務調査で1月に行かせていただいたんですけども、滋賀県の東近江市が全国市町村 J I A M という施設に職員を派遣していたりとか、こういう施設であったら全国からいろんな議員であったり、職員の方々が来られて、いいアイデアを出されたりとか、講演も聞けたりということで、そういう派遣の仕方をされたり、国へも派遣をしていくということをされております。

必ずしもこちらから派遣したから、そのかわりに入れ替えとかということではなくて、受け入れていただけませんかという、そういう提案的というか、それは、あくまでも橋本市にとってみて、すごく有効な人材を育成していくために必要なことだと思いますので、いい企業であったり、ほかの団体があれば、行きたいということを職員の方々から聞いたら行けるように、部長の方々にはどんどんお酌み取りいただきたいなと思います。

これ、1番ばかりちょっと時間とっておりますけれども、こういった部長職を廃止という、すごく高圧的な話になりかねないんですけど、ただ、時代はやっぱりすごく早く進んでいってます。どんどんと進めていかないといけないというところで、意思決定のプロセスを考えていくのに、この組織論というのは切り離せないと思うんです。

そういった点においては、今回、これを挙げて後から調べてみると、同じようにこういう部長職を廃止するというのを12月に提案された市長がいらっしゃいました。それは我が市にもこの間来ていただいた、講師で来ていただいた豊明市が、ちょうどこういうのを去年の12月に市長が上程をされ、最終的には議会がそれを受け付けなかったという、私からすると、とんでもないなど。市長がやりたい、そうでないと自分の決定プロセスがうまく回らないということに関しては、こういうことのないように我々もしていきたいと思えます。

また、新しい部長の方々、入られるときに、できる限り横断的な知識をつけていっていただけるように引き継ぎを行っていただければと思います。

続いて2番に移らせていただきます。2番のほうですけれども、これはもともと名張市がやっておられた「ゆめづくり交付金」というのを挙げたように見えるんですけど、実は私もこれはいろいろと考えていく中で、この分、今回の質問をさせていただきました。その後、もう一回調べ直したときに名張市というところもやっぺら、全国的には有名な事例ですけれども、実際に今回のこの質問でも、市民の意識が上がってくれば、こういうこともあり得るのかなぐらいの、いつも答弁なのかなと思うんです。その時に出てくるのは、協働のまちづくりが浸透してから。

浸透してないんでしょうか。当局の方々にとってみると浸透していないという、その判断は、今どのような点を見て、浸透していないというふうにとっているんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）市民協働の考えが醸成してからということで答弁させていただきましたけれども、いわゆる名張市の例につきましても、これは市民安全課が防災の関係とか、市民協働で視察に行ってきた聞かせてもらっています。基本的な考え方の中で、名張市の、15年にそういうことをやる中でも、大きな話として、名張市の区長制度の抜本的な見直しということで、区長制度を廃止したということがございます。そういうことから、新しい自治会のあり方というのが条例でも定められましたし、そういう形で行った結果、年間7,000万円ほどの予算をつけて配分しているということでございますので、橋本市の場合、区長制度も含めまして行政から地域におろしていく中で、そういう制度を抜本的な見直しということになりましたら、現在のところ難しいんじゃないかなという考え方の中で、市民協働の考え方が全市的に行き渡る中で必要やという声が上がってこなければ、やっぱりしにくいんじゃないかなという考えでございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）名張市が区長制度を廃止されたからこれをやったというのは、理由にならないと思うんです。橋本市が区長制度を廃止せえと言って、それを推し進めたら、これ、やるんですか。そういうことじゃないでしょう。市民とのまちづくりと一緒にやっていきたいと思いますよということの思いが高まってきたらやるというのが正しいですよ。区長制度云々ということではないですよ。その点はどうですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）これは名張市の例を挙げさせていただきだけで、そういう形で、住民自治のあり方というのが、名張市が15年のところに、そういうことも含めてありましたよということでございます。以前の住民自治基本条例も含めまして、住民自治のあり方というのがどうであるかということが、市民の中で浸透するというか、行政もそれはいろいろ宣伝していかないけませんけども、考え方が出てくるまではちょっとしにくいんじゃないかなということで、市民の中でそういうことが醸成してからという答弁になってございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）だから、その醸成したらというのは、その判断というのは、どうつけてるんですか。判断する材料というのは、市長が、あ、もうええなと思ったときということ指しているのか、それか職員の方々がある一定の基準を置いているのか、その点はどうですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）先ほども言いましたように、やっぱり住民の中でそういう考え方、意見が出てこなければ、変えていくのは難しいんじゃないかなというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）私は出てきてると思うんですけど、というのも、一番はじめにこれ、述べましたよね。その地域のニーズというのは上がってきてますよと。それぞれの地域ごとに課題というか、皆さん出してくるわけですよ。そのときに一番問題なのは、当局の方が説明会に行かれて、これだけの予算しかありません、これで申しわけないですけどやってくださいと言われるのか、住民の方々が、

地域に大切なこの分だけはやってほしいというふうな場として出していくのか、この入れ替えだけなんですよ。入れ替えさえすれば、地域のニーズというのは、もう既にこういう事業に対してもあるはずなんです。それを酌み取ろうとしてるかしてないかによって、結果的には先進のまちづくりをやっているところと、そうでない橋本市と言われてしまうんです。市民にとってみたら、いくらでも言いたいこと、皆共通の認識で持っているところを、行政だけがどうしても酌み取りにくいようになってしまっているという点において、こういった事業も参考にしながら、さらに協働のまちづくりを進めていっていただきたい。

これは前から言ってますけれども、職員の指針というところじゃなくて、もっとまちづくりに本当に乗り出しているんですよというふうに言っていていただかないと、市民の方も、議員の方々と同じように勉強しているわけじゃないです。こんな事業がありますというのを見ているわけじゃないです。それは行政の方々がどんどん、こうやっていきたいんやということを言っていていただかないと、こういう事業というのはできないと思います。

必ずしも予算を付けられますよということじゃないんです。住民のニーズを聞く場を持ちなさいよということです。問題が起きてから、怒るようにして住民説明会を地域の方々が場を設けていくということ、これほど力をロスすることはないと思うんです。皆さん、市であつたり県の方々が来られて、結局は構えているんですよ。構える努力をしないといけません。そういうことじゃなくて、自分たちのまちは自分たちでつくるような場をつくりましょうという提案を、どんどんしていただきたいと思いますので、これに関しては要望とさせ

ていただきます。

最後、職員手当に関してですけど、これはもちろん福利厚生でというのはよくわかってるんです。ただし、市民の方々にとってみると、何で職員は手当が多いんやろうと。職員の給料減りますと言っても、皆さん理解してくれないんです。いや、手当いっぱいもらってるから、そんなことないと言う方のほうが実際多いです。

その点に関して、こういうわかりにくい制度、確かに人事院のほうで、この福利厚生というところで、国の職員の手当のあり方というところは、まだ家賃の補助というのはいり得るなとは思ってます。なぜかという、国家公務員の方々は東京に行ったりとか、さまざまな地方転勤というのがあります。そのときに住宅を購入するというの、これは難しいですね。そうすると、やはり家賃の補助を出してあげないといけない。その点に関しては、私は絶対必要だと思うんですけども、橋本市内で採用されて、橋本市内でお勤めの方にこの手当を出すという理由にはなっていないと思うんです。この点に関しては、市として福利厚生で住居手当を出している、家賃補助を出しているという、出す理由というところを、もう一度お答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）住居手当につきましては、これは国の制度に基づきまして出しているものでございます。これにつきましては、人事院勧告の対象になってございまして、21年度に人事院勧告によりまして、橋本市では持ち家、これは病院も含めましてですけども、持ち家については廃止した次第でございます。ということで、住居手当を出さないという明確な理由がないと思うんですけども、これについては国の制度、それから人事院勧告に基づいて橋本市の場合は行っていきたいという

考え方でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）出すというところの理由を聞いているんです。出さないではなくて。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）いわゆる国の制度、それから人事院勧告に基づくものでございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）国の制度というのは、それは国家公務員に対しての制度ですか。それか、地方公務員に対しての制度の話ですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）全国の市町村を見ましても、現在でも住宅手当を廃止したというのは、僕の知識の中では、廃止したというのは聞いてございません。ただ、まだ持ち家についても継続しているところは多々あるかと思えます。全国の市町村におきましては、人事院勧告どおり廃止しているところと、廃止していないところがあるということを理解している状況でございます。

ということで、なぜ住居手当が必要かということですが、橋本市の場合は国の基準、それと人事院勧告に基づいて職員の手当については行ってまいりたいと考えてございますので、これを現状で廃止する考えはございません。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）答えになってないんですけどね。なぜそれを出さないといけないかというところで、国の法律なのか、地方なのかというお答えにはなっていないと思うんです。私は、基本的なところはゼロベースで、いろんなことは考えていけないと思うんです。一旦リセットして、職員の方々も、これまで支給されていたから、全国で別にこれを支給してもおかしくないでしょうということではなくて、本当にあるべきところ、こ

れ、支給すべきかなという疑問的なところをお持ちいただいた上で判断していただきたいな、そういう市政運営に取り組んでいただきたいなという思いでもって、今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）これをもって、17番 松本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時4分 休憩）